

(様式2)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【対象年度:平成28年度】

※1～6:所管課記入、7:指定管理者記入、8～9:指定管理者及び所管課記入、10:指定管理者及び所管課記入(実施した場合)

所管部・課	文化財・生涯学習課
指定管理者	松川町

1 施設名等

施設名	松川青年の家	住所	松川町大島2750-284
		電話	0265-36-4700
		ホームページ	http://www.ch-you.ne.jp/users/ma-seinennoie/

2 施設の概要

設置年月	昭和53年4月	根拠条例等	長野県青年の家条例																										
設置目的	青少年に団体宿泊訓練を通じて、職業的、生活的、文化的、体育的な各種の教育事業を行うため																												
施設内容	◇管理・宿泊棟 鉄筋コンクリート造2階建 1,732.83㎡ 研修室:3室(大研修室100名、中研修室50名、小研修室30名) 宿泊室:14室(和室6室、洋室8室)、宿泊定員100名 その他:食堂、浴室、談話コーナー、保健室、事務室、宿直室 等 ◇体育館 鉄筋コンクリート造平屋建 694.87㎡ バスケットボールコート1面、バレーボールコート2面 ほか ◇グラウンド 約10,000㎡(ソフトボール、サッカー等) ◇野外施設 23,703㎡ キャンプ場(炊事場、水洗トイレ付):宿泊定員150名 マレットゴルフ場(27ホール)、グリーントリム																												
利用料金	1 宿泊施設口 <table border="0" style="width:100%;"> <tr> <td>一般 25歳以上の者 1人1泊について</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>25歳未満の者 1人1泊について</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>小・中学生 1人1泊について</td> <td>300円</td> </tr> </table> 2 キャンプ場 <table border="0" style="width:100%;"> <tr> <td>一般 25歳以上の者 1人1泊について</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>25歳未満の者 1人1泊について</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>小・中学生 1人1泊について</td> <td>100円</td> </tr> </table> 3 研修室及び体育館口 <table border="0" style="width:100%;"> <tr> <td>研修室</td> <td>午前9時から正午まで</td> <td>300円</td> <td>午後1時から午後4時まで</td> <td>300円</td> <td>午後5時から午後8時まで</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>午前9時から正午まで</td> <td>900円</td> <td>午後1時から午後4時まで</td> <td>900円</td> <td>午後5時から午後8時まで</td> <td>900円</td> </tr> </table>			一般 25歳以上の者 1人1泊について	900円	25歳未満の者 1人1泊について	600円	小・中学生 1人1泊について	300円	一般 25歳以上の者 1人1泊について	300円	25歳未満の者 1人1泊について	200円	小・中学生 1人1泊について	100円	研修室	午前9時から正午まで	300円	午後1時から午後4時まで	300円	午後5時から午後8時まで	300円	体育館	午前9時から正午まで	900円	午後1時から午後4時まで	900円	午後5時から午後8時まで	900円
一般 25歳以上の者 1人1泊について	900円																												
25歳未満の者 1人1泊について	600円																												
小・中学生 1人1泊について	300円																												
一般 25歳以上の者 1人1泊について	300円																												
25歳未満の者 1人1泊について	200円																												
小・中学生 1人1泊について	100円																												
研修室	午前9時から正午まで	300円	午後1時から午後4時まで	300円	午後5時から午後8時まで	300円																							
体育館	午前9時から正午まで	900円	午後1時から午後4時まで	900円	午後5時から午後8時まで	900円																							
開所日	閉所日は以下のとおり ・月曜日 ・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の翌日 ・12月29日から翌年1月3日まで ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。																												
開所時間	8:30～21:30 ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。																												

3 現指定管理者前の管理運営状況

期 間	管 理 形 態	管理受託者又は指定管理者等
～平成21年度	直営	

4 報告年度の指定管理者等

指定管理者	松川町	指定期間	平成27年4月1日～29年3月31日(2年間)
選定方法	非公募(随意指定)		

5 指定管理料(決算ベース)

平成28年度(A)	平成27年度(B)	差(A)-(B)	※(A):当該年度、(B):前年度(以下同じ)
26,900 千円	26,900 千円	0 千円	
	増減理由		

6 指定管理者が行う業務

<ul style="list-style-type: none"> ・施設及び設備の維持管理に関する業務 ・青年の家の利用の許可に関する業務 ・青年の家の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務 ・青少年の健全な育成に資する事業の企画及び実施に関する業務で教育委員会が必要と認めるもの ・前各号に掲げる業務に附随する業務

(様式2)

7 利用実績等

(1) 利用実績【指標:利用者数・利用件数・稼働率】

(単位:人、件、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成28年度(A)	1,586	1,660	1,505	2,417	3,188	1,626	1,445	982	549	443	563	1,261	17,225
平成27年度(B)	1,360	1,605	1,520	2,869	3,529	1,722	5,372	1,082	908	359	686	1,164	22,176
(A)/(B)	116.6	103.4	99.0	84.2	90.3	94.4	26.9	90.8	60.5	123.4	82.1	108.3	77.7
増減要因等	閉所に向けて利用者が事業転換等を行い、利用減につながったと思われる。												

(2) 利用料金収入

(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成28年度(A)	112	52	128	239	531	171	122	54	22	39	58	212	1,739
平成27年度(B)	211	141	112	317	595	217	106	26	95	23	80	207	2,128
(A)/(B)	53.0	37.1	114.4	75.4	89.2	78.9	115.3	205.7	23.3	173.3	71.9	102.5	81.7
増減要因等	利用者減による利用料金収入の減。												

(3) 利用料金見直しの状況(前年度と比べて)

見直しの有無	見直した場合はその内容
有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	

(4) 開所日・時間の見直し等の状況(前年度と比べて)

開所日数	開所時間	見直しの有無	見直した場合はその内容
平成28年度(A): 318日	平成28年度(A): 8:30 ~ 21:30	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
平成27年度(B): 317日	平成27年度(B): 8:30 ~ 21:30		

(5) サービス向上のため実施した内容

- ① 5月連休及び7月第3週から8月3週までの間を開所日とし利用者ニーズにより受入れを行った。
- ② 時間外による入所・退所の対応及び下見並びに打合せの対応を行った。
- ③ 研修に必要な物品の購入や補充と老朽化施設設備の修繕を行った。
- ④ 施設利用及び自主事業「松川プログラム」実施の案内を近隣学校等、保護者の協力を得てお知らせし、地元新聞紙にて呼びかけを行った。
- ⑤ 利用団体が指導を必要とした研修「お手伝いプログラム」に職員が指導・支援を行った。
- ⑥ 食物アレルギーの人の対応で口にできない食べ物を除いた食事提供を実施した。
- ⑦ スポーツ合宿などで、大会や遠征を控えた長期滞在合宿を受入れを行った。
- ⑧ 養護・福祉団体の利用に対する配慮を行った。

(6) その他実施した取組内容

- ① 施設館内にて虫(カメムシ、コバエなど)の死骸が多いことから、日常の清掃・点検、薬品を用いて対応を行った。
- ② 寝具類の衛生を保つため、業者によるクリーニング・乾燥消毒を依頼し、布団の天日干しは職員で行った。
- ③ 開館時間、施設利用予約、施設及び設備の使いやすさや施設の清潔さ、職員・スタッフの対応と施設全体の満足度、食事についての満足度のアンケートを調査を行い、すぐに改善できるところは取り組んだ。
- ④ 救急法について、研修を深めて知識向上を行った。

(7) 利用者の主な声及びその対応状況

食事が、美味しかったと評価をもらう。
施設環境が、十分な研修等ができたと言葉をいただいた。
施設内で実地体験ができが、大変楽しかったとお礼の言葉をいただいた。

(様式2)

8 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価を記入)

※項目は施設の状況に応じ加除修正してください。

項目	指定管理者	所管課	評価
施設の目的に沿った管理運営	①協定書及び仕様書並びに事業計画書に基づき管理運営を実施した。 ②施設利用者が安心安全に研修活動を行うための施設点検・あと利用も考え修繕等を行った。 ③宿泊研修者の施設整備の充実はもとより、自主事業「松川プログラム」の充実を図り、自然観察や体験学習の場として近隣地域の人に施設の活用を行った。	協定書及び仕様書等に基づいた管理運営を実施したと認められる。	B
平等な利用の確保	H29年度は、青年の家の閉所に伴って毎年一般の利用申込みや県内小・中学校及び養護学校や長期研修団体の先行予約で受付を行わず、利用団体には、通知で周知等を行うとした。	施設の設置目的に沿って、小中学校、養護学校及び長期研修団体の利用を優先しているが、概ね平等な利用の確保が図られていると認められる。	B
利用者サービス向上の取組	①繁忙期である7月から8月の間、休館日を閉館した。 ②利用者からの要望に応じた開館時間延長(入所・早朝退所)を実施した。 ③自主事業「松川プログラム」及び特別支援学級等からの要望による「お手伝いプログラム」による研修を実施した。	多様なプログラムを提供できる環境を整え、利用者のニーズを踏まえてサービスの向上を図ったものと認められる。 利用者アンケート等により、利用者の声を活かした管理運営に努めたものと認められる。	B
自主事業	「松川プログラム」は、創作体験(草木染め、木工教室)、栽培体験、動植物観察、アウトドアクッキング、マレットゴルフ大会や特別企画「味噌づくり」などのプログラム105講座を開催した。3/25青年の家感謝祭を実施した。(述べ1,797人の参加者があった。)	自主事業参加者数が増加したのは、創意工夫された数多くのプログラムを事業報告書通りに実施できたと考えられる。	B
職員・管理体制	①所長1名、次長1名、常勤3名、宿直1名、施設管理員3名の計9名体制で管理運営を実施。(常勤5名、非常勤4名) ②施設利用者への「おもてなし」をモットーにサービスを重視した勤務体制。 ③職員の意識・情報収集、共有化を図るため、職員研修への積極的参加と毎月所内会、毎日朝会開催。	仕様書及び事業計画に基づく職員配置が行われ、適正な管理が行われたと認められる。	B
収支状況	①収入は、34,098千円に対し、支出が36,234千円であり、収支差額は、-2,136千円となった。 ②臨時職員の勤続年数による人件費が、毎年増加傾向にある。今後の施設維持を見越して修繕を行った。	経費削減に努めたと認められる。	B
総合評価	①指定管理7年目(最終年度)で事業計画に基づき適正に管理運営が実施でき閉所を迎えた。施設閉所に伴って感謝祭等を実施し、今まで施設を利用した方に思い出づくりと感謝を込めて事業を行い参加者から喜ばれた ②宿泊研修、日帰り研修を通じて延利用人員は17,225名(27年度対比-4,951名)であり、日帰り研修の利用が減少した。	事業計画書等の内容に沿って、良好な管理運営が行われたと認められる。	B

- <評価区分> A:仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
 B:おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われている。
 C:仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。
 D:仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

9 施設管理運営の課題

項目	指定管理者	所管課
施設の管理運営の課題	平成22年度から7年間の長野県青年の家指定管理を終了した。指定期間中は、多くの利用者があり閉所を惜しむ声もあった。今後は、松川町に施設の移譲が行われるが、運営の在り方を検討して多くの方に利用してもらえるように運営を進めたい。	県としての設置目的を果たし、松川町への移管にあたり協議を重ね同意が得られたことから、平成29年3月末を持って廃止し、松川町が直接運営している。

10 第三者評価で指摘された事項の管理運営等への反映状況(第三者評価実施年度の翌年度以降に記載)

【実施年月日:平成 年 月 日】

第三者評価における指摘・意見等	管理運営等への反映状況	
	指定管理者	所管課